

(別添)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」

新旧対照表

平成26年7月16日付け健感発0716第3号

新	旧					
<p>(別紙)</p> <p>獣医師の届出基準</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>第10 中東呼吸器症候群</p> <p>1 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属のMERS (Middle East Respiratory Syndrome) コロナウイルスによる感染症である。</u></p> <p>2 対象となる動物 <u>ヒトコブラクダ</u></p> <p>3 動物における臨床的特徴 <u>多くは無症状又は、軽度の呼吸器症状(発熱、咳、鼻水、痰、食欲不振など)を呈すると考えられている。</u></p> <p>4 届出基準 <u>(1) 獣医師は、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ヒトコブラクダ又はその死体について中東呼吸器症候群の病原体診断をした場合には、法第13条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行わなければならない。この場合において、検査材料は、同表の右欄に掲げるもののいずれかを用いること。</u></p> <table border="1" data-bbox="302 1093 1099 1321"> <thead> <tr> <th>検査方法</th> <th>検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR法による病原体の遺伝子の検出</td> <td rowspan="2">咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便</td> </tr> <tr> <td>ウイルス分離による病原体の検出</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	PCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便	ウイルス分離による病原体の検出	<p>(別紙)</p> <p>獣医師の届出基準</p> <p>第1～第9 (略)</p> <p>(新設)</p>
検査方法	検査材料					
PCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、乳、尿、糞便					
ウイルス分離による病原体の検出						

(2) 獣医師は、臨床的特徴、血清学的状況又は疫学的状況からヒトコブラクダ又はその死体が中東呼吸器症候群にかかっている疑いがあると診断し、又はかかっていた疑いがあると検案した場合は、(1)にかかわらず、病原体診断を待たず法第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならない。

新

別記

保健所コード

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印
(署名又は記名押印)

診療に従事する施設の名 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話(_____)
(施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載)

1 動物（死体）の所有者の氏名
2 動物（死体）の所有者の住所
電話(_____)
3 動物（死体）の所在地
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

- 5 感染症の名称及び動物の種類
- ① エボラ出血熱のサル (サルの種類)
 - ② マールブルグ病のサル (サルの種類)
 - ③ ベストのプレーリードッグ (プレーリードッグの種類)
 - ④ 重症急性呼吸器症候群のイタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
 - ⑤ 細菌性赤痢のサル (サルの種類)
 - ⑥ ウエストナイル熱の鳥類 (鳥の種類)
 - ⑦ エキノコックス症の犬 (犬の種類)
 - ⑧ 結核のサル (サルの種類)
 - ⑨ 馬インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の鳥類 (鳥の種類)
 - ⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ (中東呼吸器症候群のヒトコブラクダの種類)
- 6 診断方法
- ① 病原体検査 (検体 (方法 (型)))
 - ② 血清学的検査 (検体 (方法 (型)))
 - ③ その他 (_____) (該当するものを全てを記載すること)
- 7 獣医師が感染症の発生予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

- 8 動物の症状及び経過
- 9 初診年月日 _____ 平成 年 月 日
- 10 診断(検査※)年月日 _____ 平成 年 月 日
- 11 死亡年月日(※) _____ 平成 年 月 日
- 12 推定される感染時期・感染原因
- * 推定される感染時期
 - ① 平成 年 月
 - ② 注意義務をもっても特定できず
 - * 感染原因
 - ① _____
 - ② 注意義務をもっても特定できず
 - ③ 実験感染
- 13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
- ① あり (_____) (同様の感染の発生場所: _____)
 - ② なし
- 14 人と当該感染動物との接触の状況
- ① あり (_____)
 - ② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1 及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合に於いてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がいない又は明らかでない場合に於いては占有者の氏名及び住所、管理費又は占有者が個人の場合は、その名称、代表者の氏名及び住所をそれぞれ記入すること。
 3、6及び12-14欄は該当する番号等を〇で囲み、8-11欄については年月日を入力すること。
 13は、死亡した動物を捕獲した場合のみ記入すること。

旧

別記

保健所コード

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（平成 年 月 日）

獣医師の氏名 _____ 印
(署名又は記名押印)

診療に従事する施設の名 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____ 電話(_____)
(施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載)

1 動物（死体）の所有者の氏名
2 動物（死体）の所有者の住所
電話(_____)
3 動物（死体）の所在地
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

- 5 感染症の名称及び動物の種類
- ① エボラ出血熱のサル (サルの種類)
 - ② マールブルグ病のサル (サルの種類)
 - ③ ベストのプレーリードッグ (プレーリードッグの種類)
 - ④ 重症急性呼吸器症候群のイタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと
 - ⑤ 細菌性赤痢のサル (サルの種類)
 - ⑥ ウエストナイル熱の鳥類 (鳥の種類)
 - ⑦ エキノコックス症の犬 (犬の種類)
 - ⑧ 結核のサル (サルの種類)
 - ⑨ 馬インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の鳥類 (鳥の種類)
- 6 診断方法
- ① 病原体検査 (検体 (方法 (型)))
 - ② 血清学的検査 (検体 (方法 (型)))
 - ③ その他 (_____) (該当するものを全てを記載すること)
- 7 獣医師が感染症の発生予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

- 8 動物の症状及び経過
- 9 初診年月日 _____ 平成 年 月 日
- 10 診断(検査※)年月日 _____ 平成 年 月 日
- 11 死亡年月日(※) _____ 平成 年 月 日
- 12 推定される感染時期・感染原因
- * 推定される感染時期
 - ① 平成 年 月
 - ② 注意義務をもっても特定できず
 - * 感染原因
 - ① _____
 - ② 注意義務をもっても特定できず
 - ③ 実験感染
- 13 同様の症状を有する他の動物（死体）の有無
- ① あり (_____) (同様の感染の発生場所: _____)
 - ② なし
- 14 人と当該感染動物との接触の状況
- ① あり (_____)
 - ② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

1 及び2欄は、所有者以外の者が管理する場合に於いてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がいない又は明らかでない場合に於いては占有者の氏名及び住所、所有費又は占有者が個人の場合は、その名称、代表者の氏名及び住所をそれぞれ記入すること。
 3、6、9、12から14欄は該当する番号等を〇で囲み、8-11欄は年月日を入力すること。
 13は、死亡した動物を捕獲した場合のみ記入すること。